

～児童手当を受給しているご家庭の皆様へ～

鹿児島市

物価高対応子育て応援手当の

ご案内

物価高の影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、こどもたちの健やかな成長を応援する観点から物価高対応子育て応援手当を支給します。



1 支給対象者等 次表に掲げる児童手当受給者①、②、③の方へ支給します。

	支給対象者	支給要件	申請方法	支給日
①	鹿児島市からの児童手当受給者(公務員以外)	令和7年9月分(令和7年9月に出生した児童については令和7年10月分)の児童手当受給者	申請不要	令和8年2月20日(金)
		令和7年10月1日～令和8年3月31日までに出生した児童の保護者のうち生計を維持する程度の高い者		令和8年2月20日から順次支給(児童手当が認定になり次第、順次支給)
②	職場からの児童手当受給者(公務員)	令和7年9月分(令和7年9月に出生した児童については令和7年10月分)の児童手当受給者で令和7年9月30日時点で鹿児島市に住民登録がある者	要申請	申請後、令和8年3月から順次支給(令和8年1月26日(月)から申請受付開始)
		令和7年10月1日～令和8年3月31日までに出生した児童の保護者のうち生計を維持する程度の高い者で出生日時点で鹿児島市に住民登録がある者		
③	離婚(離婚調停中等)で令和7年10月1日以降に新たに児童手当の受給者になった方	令和7年10月1日から令和8年3月31日まで 離婚(離婚調停中等も含む)により新たに児童手当の受給者となった者。(※ただし、本手当を前受給者から受け取っている場合、又は本手当がすでにこどものために費消されている場合を除く)	要申請	申請後、令和8年3月から順次支給(令和8年1月26日(月)から申請受付開始)

※【申請不要①の方】→①振込先は児童手当で指定されている口座になります。支給日前に案内のハガキを送付します。

※【要申請②、③の方】→②公務員の方は、1月以降職場を通じて順次案内をいたしますが、案内がない場合は、鹿児島市ホームページから申請書をダウンロードしていただくか、コールセンターにお問い合わせください。
③申請の対象となる場合は、コールセンターに事前にお問い合わせください。



鹿児島市
ホームページ

2 支給額 児童1人あたり2万円(1回限り)

※児童とは、児童手当の対象児童となる平成19年4月2日から令和8年3月31日までに生まれた児童のことです。



3 申請期間

令和8年1月26日(月)～5月29日(金) 必着

4 問い合わせ先 鹿児島市物価高対応子育て応援手当コールセンター

電話：099-201-6861

※8時30分～17時15分(土・日・祝日除く)

(裏面に続きます)

5 受付窓口

※8時45分～16時30分（土・日・祝日除く）

（※問い合わせ時間と、窓口受付時間は異なりますのでご注意ください。）

期間	令和8年1月26日～令和8年3月31日
場所	鹿児島市役所 本庁 本館1階 家庭こども相談室
期間	令和8年4月1日～令和8年5月29日
場所	鹿児島市役所 本庁 本館1階 こども福祉課10番窓口

6 提出書類

- 『物価高対応子育て応援手当申請書（請求書）』（※公務員の方は、職場の証明が必要）
- 『受取口座を確認できる書類の写し』
→通帳かキャッシュカードの写し
- 『協議離婚申し入れに係る内容証明郵便の謄本、調停期日呼出状の写し、事件係属証明書、調停不成立証明書等の写しなど』（※おもて面の表 1-③に該当する方のうち、離婚協議中の方のみ必要）

7 郵送先

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号
鹿児島市役所 こども福祉課 物価高対応子育て応援手当担当



支給対象者のQ&A

Q1 公務員で職場から児童手当を受給している場合の申請については？

A→公務員の方は、申請にあたって所属庁で児童手当の受給状況証明の取得が必要です。まずはお勤め先の所属庁に手続きについてご確認ください。

Q2 令和7年12月に家族（夫婦+第1子）で本市に転入、令和8年1月に第2子が生まれたが、物価高対応子育て応援手当は本市からもらえるか？

A→第2子のみ受給できます【申請不要】。第1子については、9月分（令和7年9月に出生した児童の場合は10月分）の児童手当を支給した市区町村から、振り込まれます。

Q3 令和7年12月に離婚をして、鹿児島市に転入し児童手当の受給者変更をした。令和7年9月分の児童手当受給者は元養育者のため本手当は受け取れなかったが、申請をすれば支給対象者になるか？

A→対象となります【要申請】。ただし、本手当を配偶者から受け取っている場合、又は本手当がすでにこどものために費消されている場合は対象外です。

注意

・DV（ドメスティックバイオレンス）等で避難している方については、令和7年9月分（令和7年9月に出生した児童については令和7年10月分）の児童手当受給者に限定されるものではありません。

詐欺などにご注意ください！

＼ 公的機関を名乗る不審な電話が相次いでいます。 ＼

架空の給付金窓口をよそおった「特殊詐欺」や「個人情報」「通帳、キャッシュカード」「暗証番号」の搾取にご注意ください！給付金に関して、国の機関や鹿児島市が銀行のATM操作をお願いしたり、手数料を求めたりすることは絶対にありません。また、市の職員が直接訪問して書類を預かることや、申請を促すメール等を個人に直接送信することはありませんので、少しでも不審な訪問や電話などがあった場合は、鹿児島市消費生活センター（電話099-808-7500）や最寄りの警察署、警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

～鹿児島市からのお知らせ～

「子育て情報AIチャットボット」は、各種子育て情報の問い合わせに24時間365日（チャット形式で）対応しています。ぜひご活用ください！

